

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市公民館利用の許可及び変更等
根拠法令及び条項	<input type="radio"/> 社会教育法第23条 <input type="radio"/> 那覇市公民館条例第6条～第8条、第13条 <input type="radio"/> 那覇市公民館条例施行規則第2条～第4条 <input type="radio"/> 那覇市公民館の運営に関する要綱第2条、第3条 <input type="radio"/> 那覇市公民館施設貸与に関する要領
審 査 基 準	
<input type="radio"/> 社会教育法 <別紙のとおり> <input type="radio"/> 那覇市公民館条例 <別紙のとおり> <input type="radio"/> 那覇市公民館条例施行規則 <別紙のとおり> <input type="radio"/> 那覇市公民館の運営に関する要綱 <別紙のとおり> <input type="radio"/> 那覇市公民館施設貸与に関する要領 <別紙のとおり>	
標準処理期間	1週間以内
所管部署	生涯学習部 中央公民館 (098-917-3442) 若狭公民館指定管理者：N P O 法人地域サポートわかさ 繁多川公民館指定管理者：N P O 法人一万人井戸端会議
更新日	生涯学習部

<別紙>

○社会教育法

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

○那覇市公民館条例

(利用できる者)

第6条 公民館を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができます。

(利用許可の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が不適当と認めるとき。

○那覇市公民館条例施行規則

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、那覇市公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 教育長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第4条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の前日までに那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書に利用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書を交付するものとする。

○那覇市公民館の運営に関する要綱

(様式等)

第2条 規則に定める書類の様式は、次のとおりとする。

以下省略

(利用許可の申請受付)

第3条 規則第2条に規定する公民館の利用許可に係る申請は、利用しようとする公民館において、原則として、那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間において受け付けるものとする。

那覇市公民館施設貸与に関する要領

1994年11月

那覇市教育委員会

目 次

1. 理念	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 営利に関する施設貸与について	2
(2) 政治に関する施設貸与について	3
(3) 宗教に関する施設貸与について	3
(4) 個人利用について	4
(5) 児童・生徒の利用について	5
3. 具体的な施設利用への対応	7
(1) 営利にすること	7
(2) 政治にすること	10
(3) 宗教にすること	11

那覇市公民館施設貸与に関する要領

1. 理念

現代社会は、国際化、情報化、高齢化、余暇の時代といわれており、しかも地域住民の学習ニーズは、多様化、高度化し、その変化も著しい。このような社会情勢の中で、公民館の果たす役割は、ますます大きくなってきている。そこで公民館は、地域住民が集い、学び合い、まちづくりに主体的に取り組んでもらうために、積極的に援助する。

公民館は憲法、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、社会教育法（昭和24年法律第207号）（以下「法」という。）第20条の目的達成のため法第22条に基づく各種事業を実施する社会教育施設である。

公民館事業の一つとして、法第22条第7号に、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と規定がある。この規定は、施設を広く一般に開放して地域住民の社会教育活動などに利用されることを重要な任務と位置づけている。しかし、公民館の運営方針として、法第23条には、営利、政治、宗教に関する制限ないし禁止事項を定めている。これは、公共施設として、公民館の非営利性と政治的中立性、宗教的中立性とを定めたものである。

そこで、本市の場合、以上のことと踏まえつつ、青少年、障害者、高齢者や社会教育関係団体等への配慮とともに、「オープンな公民館運営」を理念に掲げる。

2. 基本的な考え方

公民館の施設貸与については、一般的には地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づく「公の施設」と、法第23条に基づく「公民館の運営方針」の規定がある。前者は「公平の確保」に関する規定であり、後者は「営利、政治、宗教の規制（教育の独自性）」に関する規定である。

公の施設としての公共的見地と社会教育施設としての独自性（公民館の目的・事業）を根底に据え、公開、公益の原則を踏まえつつ貸与することとする。なかでも、社会教育施設としての公民館独自の設置目的・事業に即した活動については、優先して貸与する。

また、事業実施に伴う物品販売や入場料、受講料を徴収する場合は、事業の目的・内容を検討し、柔軟に対応する。以下、営利、政治、宗教、個人利用、児童・生徒の利用についての基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 営利に関する施設貸与について

法第23条第1項第1号は、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」を禁じている。しかし、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定後、「民間事業者」の生涯学習分野への参入が推進されたのに伴い、公民館は、地域住民の生涯学習を高めていくうえで、営利団体への規制緩和を検討する。

営利団体への施設貸与については、公平性に配慮しながら、公益・教育性の高い事業であれば、営利団体といえども条件付きで貸与する。ただし、公民館は社会教育団体への貸与について、社会教育事業推進（団体育成）の面

から優先して貸与すべきであることから営利団体への貸与については、公民館の施設利用状況を踏まえて対応する。

また、定期利用団体の会費については、団体の運営費と講師謝礼に充てる事を基本とする。

(2) 政治に関する施設貸与について

法第23条第1項第2号は、①公民館が特定政党の利害に関する事業を行い、②公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを禁止している。

しかし、教育基本法第8条では、政治的教養の向上及び政治的啓発に関する政治教育は必要であることが求められている。

従って、公平、公開を原則として、政治に関する講演会等へ貸与することは基本的に問題はない。

しかしながら、政治家、政治団体等が主催する討論会、報告会、講演会等への施設貸与については、社会教育団体との兼ね合いがあり、特定政党のみ優遇あるいは冷遇として受け止められ、不公平感を生じさせる恐れがあるので、慎重に対応する。

なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条（公営施設使用の個人演説会）は、「公民館を使用して個人演説会を開催できる。」と規定がある。

(3) 宗教に関する施設貸与について

法第23条第2項は、市町村設置の公民館に限定して「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。」と規定している。また、憲法第89条では「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈

善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とある。

教育基本法第9条第1項には「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」と定められており、宗教一般についての理解を養い、宗教的情操涵養のための講演会、討論会等を開くことは差し支えない。

しかし、すべての宗派について平等な取り扱いをすれば、貸与可能かどうか、については、憲法第8・9条や社会教育関係団体との兼ね合いもあるので、現実的には慎重に対応する。

なお、宗教的起源にあっても、伝統文化や慣習の範疇に入るものを一般的個人、団体が事業として実施する場合は問題ない。

(4) 個人利用について

公民館の個人利用については、①一人で利用する場合と、②個人的な目的で複数の人数で利用する場合の二つに分けることができる。

なお、法第22条7号には、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と規定されている。

公民館がこれからも社会変化に伴う地域住民の多様で高度化した学習要求に対応していくには、個人利用も配慮する。

① 一人利用について

一人で公民館を利用するケースは意外と多く、ロビーやラウンジで休憩したり、学級、講座等の案内チラシを見たり、あるいは備品類を利用したりしているが、部屋の利用については、部屋数が限られているため、施設利用状況を考慮して対応する。

また、一人でピアノや視聴覚機器等を学習目的で利用する場合、公民館は、

地域住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（法第20条）ことを目的としており、一人であっても部屋を利用することに問題はない。

② 個人的目的の利用について

公民館を個人的目的をもって複数の人数で利用する場合（例 料理家、舞踊家等が教育目的で行う講演会、講習会等）については、施設の利用状況を踏まえて貸与する。

(5) 児童・生徒の利用について

児童・生徒の利用については、①個人学習と②団体学習に分けることができる。

① 個人学習については、公民館運営に支障をきたさない範囲内で、一定スペースを確保することには、差し支えない。

② 団体学習については、社会教育の位置づけで明確化し引率者の指導（付き添い）を条件に貸与する。

3. 具体的な施設利用への対応

本市の公民館における具体的な施設利用への対応については、前述した1. 理念、2. 基本的な考え方を踏まえるとともに、市立の公民館全体として整合性を考慮し、対応する。以下(1)営利にすること、(2)政治にすること、(3)宗教にすることについて、各事業内容ごとに許可・条件付き許可・不許可理由を設定する。

(1) 営利にすること

事業内容	主催	公益・教育性	対象	許可理由	条件付き許可理由	不許可理由
1. 公共団体等の事業（講演、討論会等）	公共団体等	公益・教育性	市民	・公益・教育的事業		
2. 社会教育関係団体の事業（講演・討論・展示会、サークル活動等）	団体	教育性	会員	・公民館は、社会教育施設として、社会教育関係団体の育成の面から優先的に許可。		
3. 公共団体等の定期的な会講等	公共団体等	公益性	職員		・単発的使用のみ許可。	
4. グループ、サークル活動での月謝（主として指導者への謝礼金）の徴収	団体	教育性	会員		・団体（指導者）の営利性が認められない場合のみ許可（那覇市の予算（講師謝礼）積算基準表に準ずる）。	
5. 企業（生協、農協、商工会議所等）の教育・文化事業（講演・公演・討論・展示・研修・説明会、チャリティー行為等）及びその練習会場	企業	公益・教育性	市民 関係者		・事業の目的・内容の検討。 ・各館の施設の利用状況を踏まえる。但し、営利活動の一環として認められること。	
6. 社員等が同好会等を組織し、レクや文化活動等を行う	団体 (同好会等)	教育性	社員等		・同上。	
7. 学校等の日常活動以外の場（発表会、展示会等）	企業	公益・教育性	市民		・同上。	
8. 販売会社の安全講習会	企業 (連合組織)	公益・教育性	市民		・同上。	

事業内容	主催	公益・教育性	対象	許可理由	条件付許可理由	不許可理由
9.自主団体(実行委員会等)の教育・文化事業(公演・発表会等)及びその練習会場	団体	公益・教育性	市民 関係者		・事業の目的・内容の検討。 ・各館の施設の利用状況を踏まえる。但し、営利活動の一環として認められないこと。	
10.物品の販売行為(書籍、プログラム、バザー用品等)	企業 個人・団体	公益・教育性	市民		・事業実施に伴う必要最小限(適正額)の販売のみ許可。	
11.入場料、受講料等を徴収する事業(コンサート、ダンパ等)	企業 個人・団体	公益・教育性	市民		・資料、材料代等で必要最小限(運営費へ充当)の徴収のみ許可。	
12.個人が使用(事業実施を伴わない)	個人		個人		・使用目的・施設・設備の検討。 ・各館の施設利用状況を踏まえる。但し、営利活動の一環として認められないこと。	
13.個人(料理家、舞踏家等)が行う事業(講演会、講習会等)	個人	公益・教育性	市民		・事業の目的・内容の検討。 ・各館の施設利用状況を踏まえる。但し、営利活動の一環として認められないこと。	
14.児童・生徒の勉強会、部活動等	団体	教育性	児童・生徒		・引率者が付き添う場合のみ許可。	
15.児童・生徒の個人学習	個人	教育性	児童・生徒		・公民館運営に支障をきたさない範囲内のみ許可。	
16.企業(生協、農協、商工会議所等)の職員採用のための面接会場	企業		市民			・営利活動への援助。
17.企業(生協、農協、商工会議所等)の職員の福利厚生事業(健康診断等)	企業		職員			・営利活動の一環。

事 業 内 容	主 催	公益・教育性	対 象	許 可 理 由	条件付許可理由	不 許 可 理 由
18.企業の社員教育(講演、研修会等)	企 業	教 育 性	社 員			・営利活動への援助。
19.企業の求人説明会、販売会議、技術指導等	企 業		市 民			・営利活動への援助。
20.商品の販売元が販売店への講習、説明会等	企 業	教 育 性	販 売 店			・同 上。
21.塾、各種学校等の日常活動の場(授業、通常のけいこ等)	企 業	教 育 性	塾 生 学 生			・同 上。
22.自主団体(協会、連合組織等)が主催する教室終了後、有料で免許状を交付	団 体	教 育 性	市 民			・営利活動の一環。
23.社会教育関係団体の会合が開催されている場へ業者が自社の宣伝を行う	団 体		会 員			・営利活動への援助。

(2) 政治に関すること

事業内容	主 催	公益・教育性	対象	許可理由	条件付き許可理由	不許可理由
1. 公職選挙法に基づく個人演説会	公職の候補者	公益性	市民	・公職選挙法第161条。		
2. 政治に関する講演・討論・展示会等	公共団体等	公益・教育性	市民	・政治教育の推進。 ・政治的教養の向上。		
3. 政局報告会、懇談会、講演会、発表会、討論会等及びその他の教育、文化活動(講演・公演・討論・展示・説明会等)	政治家 政治団体	公益・教育性	市民 関係者			・公平性の確保が困難。 ・特定の政治家、政治団体の利害に偏り。 ・党勢助長。
4. 立候補を予定されている方が講師として使用	団体	公益・教育性	市民			・特定の政治家、政治団体の利害に偏り。
5. 公職選挙法に基づく個人演説会を除き、選挙運動としての演説会、集会、討論会等	政治家 政治団体		市民 関係者			・公職選挙法第164条の3に基づく。
6. 後援会の結成大会等	政治家 政治団体		市民 関係者			・特定の政治家、政治団体の利害に偏り。
7. 政治団体の運営に関する事務作業	政治家 政治団体		市民 関係者			同上。

(3) 宗教に関すること

事業内容	主催	公益・教育性	対象	許可理由	条件付き許可理由	不許可理由
1. 宗教に関する講演・討論・展示会等	公共団体等	公益・教育性	市民	・宗教一般についての理解と 宗教的情操を涵養する事業。		
2. クリスマス会、クリスマス のリースづくり、祭り等の 伝統文化活動	個入 団体	公益・教育性	市民 関係者		・事業の目的・内容の検討 ・宗教的活動（色彩）ではなく、 伝統文化や慣習の範囲に入るも の。	
3. 英会話教室に外人の宣教師 が講師となる場合	公共団体等 団体	公益・教育性	市民 関係者		・事業の目的・内容の検討。 ・特定宗教の教義や入信をすすめ る行為があつてはならない。	
4. 特定の宗教活動（行事）	個入 団体	教育性	市民 関係者			・特定の宗教内容である。 ・宗教団体への施設貸与で ある。（憲法第89条）
5. 宗教の色彩を含まない教育・ 文化活動	宗教団体	教育性	市民 関係者			・宗教団体への施設貸与で ある。（憲法第89条）
6. 結婚式、披露宴、葬式	個人		関係者			・個人的目的で私益に通じ る。 ・宗教性を帯びている。

「那覇市公民館施設貸与に関する要領」一部改正

(平成 14 年 6 月 7 日改正)

那覇市教育委員会

「那覇市公民館施設貸与に関する要領」改正理由

「那覇市公民館施設貸与に関する要領」(以下、「要領」という。)は、1994年(平成6年)に作成され、施設貸与の許可・不許可については同基準により判断してきた。

しかしながら、昨今の急激な社会状況の変化に伴い、複雑、多様化する市民ニーズに適切かつ公平に対応するため、又より一層市民が利用しやすい公民館とするために、要領を改正する。

社会教育法第23条第1項第2号において、公民館は、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを行ってはならないと定められている。

これを受け、要領では政局報告会、懇談会、講演会、発表会、討論会等及びその他の教育、文化活動(講演・公演・討論・展示・説明会等)の政治的事業に関しては、①公平性の確保が困難、②特定の政治家、政治団体の利害に関与、③党勢助長、の3点を理由に貸与を不許可としてきた。

しかし、教育基本法第8条に謳われるように、良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。又、公民館が地域住民に対し、選挙の意識を普及したり、国政や市行政について理解を深めたり、その他政治的知識をかん養することは重要な活動分野といえる。

以上の内容を踏まえ、他市の状況も参考にして審議した結果、政局報告会(市政報告会等)、講演会、討論会等の貸与に関しては、①公平性を確保し、②特定の政治家、政治団体の利害に関与せず、③党勢助長につながらないよう、条件をつけることで、別紙「那覇市公民館施設貸与に関する要領」一部改正のとおり、貸与を許可することとする。

又、地域住民、市民運動団体及び労働組合についても、同様な条件をつけることで貸与を許可する。

なお、個別の貸与許可基準については、「那覇市公民館施設貸与に関する要領」一部改正の「(2) 政治に関する判断基準」に記載する。

「那覇市公民館施設貸与に関する要領」一部改正

(平成14年6月7日改正)

那覇市公民館施設貸与に関する要領の一部を次のように改正する。

1 「2基本的な考え方(2)政治に関する施設貸与について」を次のように改正する。

法23条第1項第2号は、①公民館が特定政党の利害に関する事業を行い、②公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを禁止している。

しかし、政党や政治団体に貸すという事実のみをもって直ちに法第23条第1項第2号に該当するとはいはず、集会の目的や内容等を判断しなければならない。(昭和30年2月10日委社第20号 文部省社会教育局長回答「社会教育法第23条の解釈について」より)

一方、教育基本法第8条では、政治的教養の向上及び政治的啓発に関する政治教育は必要であることが求められており、公民館が地域住民に対し、市行政や国政について理解を深めたり、その政治的知識をかん養するような事業を行うことは、必要な活動といえる。

従って、公平、公開を原則として、特定の政党・政治団体の利害に関与せず、党勢助長につながらないように注意しながら、一般市民を対象にした政局報告会、講演会、討論会等への貸与については、選挙運動の禁止等の条件を付けて貸与することに問題はない。

又、地域住民、市民運動団体及び労働組合の主催する学習会についても同様に、選挙運動の禁止、特定の政党・政治団体の利害に関与しない等の条件を付けて貸与することとする。

なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条(公営施設用の個人演説会)は、「公民館を使用して個人演説会を開催できる。」と規定している。

2 「3具体的な施設利用への対応(2)政治に関すること」を次のように改正する。

(2) 政治に関する判断基準

主 催	対象	使 用 内 容	許 可	条件付許可	不 許 可	許可・不許可理由	備 考
公共団体 社会教育団体	市民	1 政治に関する講演会、発表会、討論会等	○			政治教育の推進 政治的教養の向上	
公職の候補者	市民	2 公職選挙法に基づく個人演説会	○			公職選挙法第161条	選挙管理委員会から公民館へ申請を行う。

主 催	対象	使 用 内 容	許 可	条件付許可	不 許 可	許可・不許可理由	備 考
政党 政治団体	市民	3 市政報告会 県政報告会 国政報告会		<input type="radio"/> ・選挙運動の禁止 ・寄付行為、物品販売、 政党への勧誘活動の禁 止 ・機関紙、広報誌等の配 布禁止		政治的教養の向上 教育基本法第8条	市議会議員、県議会議 員、国会議員の個人使用 も可 市民向け事業であるの で、ポスター、チラシ等で の確認も必要
		4 政治以外の教育・文化活動 (講演・公演・討論・展示・説明 会等)		<input type="radio"/> ・旗、スローガン等の掲示 禁止			
		5 政治に関する学習会、講演 会、討論会等		<input type="radio"/> ・選挙運動の禁止 ・寄付行為、物品販売、 政党への勧誘活動の禁 止 ・機関紙、広報誌等の配 布禁止 ・旗、スローガン等の掲示 禁止 ・政党名、議員名、選挙 候補者名をださないこと ・政党の政策発表の場に ならないこと		政治的教養の向上 教育基本法第8条	市民向け事業であるの で、ポスター、チラシ等で の確認も必要
		6 立候補者、又は立候補を予定 している者を講師にした講演 会等					
		7 公職選挙法に基づく個人演説 会を除き、選挙運動としての 演説会、集会、討論会、決起 大会等			<input type="radio"/> 公職選挙法第164条 の3		選挙運動につながる恐れ がある
		8 後援会の結成大会等					

主催	対象		使用内容	許可	条件付許可	不許可	許可・不許可理由	備考
政党 政治団体	党員 構成員	9	研修会・議員の勉強会、レクリエーション等			○	・特定の政党、政治家、政治団体の利害に 関与 ・党勢助長	
		10	政治団体の運営にかかる事務作業			○		
市民運動団体	市民	11	政治に関する学習会、講演会、討論会等		○	・学習会の範囲内で、特定政党、政治団体の利害につながらないこと ・立候補者、又は立候補を予定している者を講師にしないこと		
労働組合		12	政治に関する学習会、講演会、討論会等		○	・選挙運動の禁止 ・寄付行為、物品販売、政党への勧誘活動の禁止		政治的教養の向上 教育基本法第8条
地域住民	地域住民	13	政治に関する学習会、講演会、討論会等		○	・旗、スローガン等の掲示禁止 ・政党、政治団体への誹謗、中傷の禁止		

※ 利用申請者へは、申請の際に十分利用条件を説明し、「利用のこころえ～政治学習をするにあたって～」を手渡すこと